

独立行政法人大学入試センター全国大学入学者選抜研究連絡協議会編集専門委員会規則

〔平成25年3月28日〕
規則第3号

改正 令和6年3月31日規則第12号

独立行政法人大学入試センター全国大学入学者選抜研究連絡協議会編集専門委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター全国大学入学者選抜研究連絡協議会の実施に関する規則(平成18年規則第35号。以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、次の各号に掲げる刊行物の編集を円滑に行うため、編集専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 大学入試研究ジャーナル
- 二 大学入試研究の動向

(委員)

第2条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、規則第3条で規定する委員会の委員のうちから、理事長が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、理事長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。